

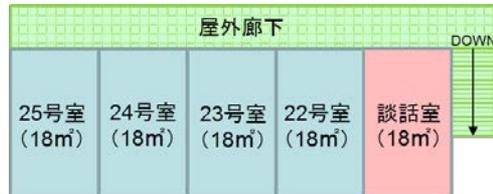
セーフティネット住宅の面積基準に係る事務連絡の概要

セーフティネット住宅の登録の促進を図るため、一部共用やシェアハウスの基準の柔軟な適用や、賃貸住宅供給促進計画による面積基準の緩和の考え方について、地方公共団体に事務連絡を发出。(平成29年12月)

基準の柔軟な適用について

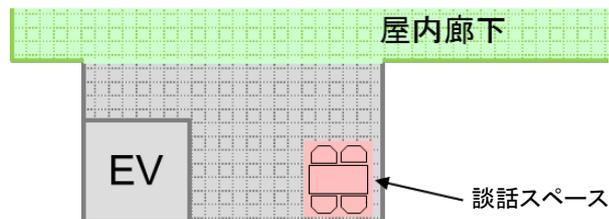
1. 一部共用の基準(18㎡)の適用

- 共用する台所はシステムキッチンでなくても可
- 共用部に設置された各戸専用の収納も可
- 共用する収納等は住棟外の敷地や近接地に設置されたものも可
- 空き室を居住者に開放すれば適用可



2. シェアハウスの基準の適用

- 共用部に談話スペース等を設ければ適用可
- 空き室を居住者に開放すれば適用可



基準の緩和等の考え方について

1. 基準の緩和の基本的な考え方

- 主に都市部においては、比較的狭い賃貸住宅が多いことや要配慮者が多いことを勘案すること
- 住宅政策の観点だけでなく、福祉政策の観点や住宅提供者の意向等も踏まえること

2. 原則(25㎡)の緩和

- 住生活基本計画の最低居住面積水準にも既存住宅の例外規定があること
- サ付きの面積基準の緩和と整合を図ること
- S56.6時点の単身者の最低居住水準は16㎡であったことや、住宅扶助費の全額支給要件が15㎡超とされていることも踏まえること

3. 一部共用の基準(18㎡)の緩和

- サ付きの面積基準の緩和と整合を図ること
- 住宅扶助費の全額支給要件が15㎡超とされていることや、有料老人ホームの居室の面積基準が13㎡以上とされていることも踏まえること

4. シェアハウスの基準の緩和

- 4畳半の部屋(約7.5㎡)が活用できるよう緩和
- ひとり親の入居ができるよう緩和 等